最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月二十四日

最高裁判所

民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則

民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「百六十四円」を「百六十八円」に改める。

第二条の四中「五百九十四円」を「六百三円」に改める。

第二条の五中「五百十二円」を「五百十九円」に改める。

附　則

1　この規則は、令和元年十月一日から施行する。

2　この規則の施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件（基本となる手続に係るものに限る。）に係る費用については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二十八条の二第一項第二号、第四号及び第五号に規定する費用のうち、この規則の施行日以後にされた第三債務者の供託に係るものについては、この規則による改正後の民事訴訟費用等に関する規則の規定を適用する。

最高裁判所長官　大谷　直人

省　令

○財務省令第二十六号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十六条第一項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合）	（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合）
第三十五条　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第三十五条**　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　令和元年十月一日から令和二年六月三十日までの間に消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この条において「小売定価」という。）により購入することに伴い、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、令和元年度の一般会計予算におけるキャッシュレス・消費者還元事業費補助金（以下この条において「補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額に対する当該財産上の利益の割合が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合であるとき。	［号を加える。］
イ　小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額の百分の五に相当する財産上の利益の提供に対し、補助金を財源とする補助を受ける場合　百分の五	
ロ　小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額の百分の二に相当する財産上の利益の提供に対し、補助金を財源とする補助を受ける場合　百分の二	
七　令和元年十月一日から令和二年六月三十日までの間に補助金を財源とする補助を受ける場合に用いられる決済手段を用いて消費者が小売販売業者から製造たばこを小売定価により購入することに伴い、補助金を財源とする補助を受けないものの、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益（補助金を財源とする補助を受ける場合に用いられる消費者還元の方法及び利用方法によるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が提	［号を加える。］